

令和3年11月

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

預金規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では下記のとおり、令和3年12月から預金規定等の一部を改定いたします。

預金規定等の改定後は、新規取引時に加え、すで取引のあるお客様にも、お客さまに関する情報や、口座の利用目的等を詳細にお聞きすることがございます。

その際には、各種確認資料の提示をお願いすることがございますので、ご協力をお願いいたします。

また、各種質問へのご回答や、当金庫が求める確認資料を適切に提出いただけない場合や、当金庫が不審と判断した場合には、お取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただくことがございます。

なお、改定後の預金規定等は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 改定する規定

項 目
普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定
総合口座取引規定
通知預金規定
定期預金規定
定期積金規定
一般当座勘定規定
当座勘定規定（専用約束手形口用）
積立定期預金規定
一般財形預金・財形住宅預金・財形年金預金 共通規定
外貨普通預金規定
外貨定期預金規定
貸金庫規定
夢ふくらむ支店用 普通預金規定
夢ふくらむ支店用 定期預金規定

2. 改定日

令和3年12月1日（水）

3. 改定内容

普通預金規定について、以下の条項を変更いたします。

なお、普通預金規定以外の規定においても同様の改定を行います。

<普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定抜粋>

3.（取引時確認等） 「変更」

- (1) 預金の開設等の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項について変更があった場合は、直ちに当金庫所定の方法によって取扱店に届出てください。
- (2) 日本国籍を保有せず在留期限がある預金者が本邦に居住する場合は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により取扱店に届出てください。届出後に在留資格・在留期間に変更があった場合も同じとします。
- (3) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合、当金庫は、回答または資料の提出がなされるまでの間、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

10.（取引の制限、解約等） 「変更」

- (1) この預金を解約する場合には、通帳、届出の印章を持参のうえ、取扱店に申出てください。その際には、あらためて取引時確認等に必要な資料の提出を求めることがあります。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引の一部を制限し、もしくは全ての取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④当金庫が第3条による確認を行うにあたって、預金者が正当な理由なく求められた期限までに回答もしくは資料の提出をしなかった場合、また

は、預金者について確認した事項もしくは預金者の回答もしくは資料の内容に関し、虚偽が明らかになった場合

- ⑤第3条第2項による届出のあった在留資格を喪失し、または在留期間が経過した場合
 - ⑥第3条による確認時の預金者の対応、説明内容、提出資料およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他前記アからオに準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他前記アからエに準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 第2項から前項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引の一部を制限または全ての取引を停止され、その解除を求める場合には、通帳、届出の印章および取引時確認等に必要な書類を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

また、第2項第6号による取引の制限について、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに取引等の制限を解除します。

4. お問い合わせ

コンプライアンス部

電話：06-6201-2881（大代表）

以 上